

対象資産等	取得時期	特例割合	適用期間	根拠規定	
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産		1/2	期限なし	地方税法第349条の3第27項	
居宅訪問型保育事の用に供する家屋及び償却資産		1/2		地方税法第349条の3第28項	
事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産		1/2		地方税法第349条の3第29項	
水質汚濁防止法に規定する特定施設等設置工場等の汚水または廃液処理施設（償却資産）	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	1/2	期限なし	地方税法附則第15条第2項第1号	
公共下水道の利用者が設置した下水道除害施設（償却資産）	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	4/5		地方税法附則第15条第2項第5号	
津波法第56条1項に基づく県指定津波災害警戒区域内における指定避難施設の用に供する家屋のうち「指定避難施設避難用部分」	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	2/3	5年	地方税法附則第15条第22項第1号	
津波法60条1項による管理協定に定められた「協定避難用部分」に係る家屋	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	1/2		地方税法附則第15条第22項第2号	
津波法61条1項による管理協定に定められた「協定避難用部分」に係る家屋	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	1/2		地方税法附則第15条第22項第3号	
津波法56条1項に基づいて県が指定した津波災害警戒区域における指定避難施設の用に供する償却資産	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	2/3		地方税法附則第15条第23項第1号	
津波法60条1項による管理協定に定められた「協定避難用部分」に係る償却資産	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	1/2		地方税法附則第15条第23項第2号	
太陽光発電設備（出力1,000kw未満）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	2/3		3年	地方税法附則第15条第25項第1号イ
風力発電設備（出力20kw以上）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ロ		
地熱発電設備（出力1,000kw未満）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ハ		
バイオマス発電設備（認定発電設備に限る） （10,000kw以上20,000kw未満）※次号に掲げるものを除く	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	2/3	地方税法附則第15条第25項第1号ニ		
バイオマス発電設備（10,000kw以上20,000kw未満）のうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	6/7	地方税法附則第15条第25項第2号		
太陽光発電設備（出力1,000kw以上）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3/4	地方税法附則第15条第25項第3号イ		
風力発電設備（出力20kw未満）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3/4	地方税法附則第15条第25項第3号ロ		
水力発電設備（出力5,000kw未満）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	1/2	地方税法附則第15条第25項第4号イ		
地熱発電設備（出力1,000kw以上）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	1/2	地方税法附則第15条第25項第4号ロ		
バイオマス発電設備（出力10,000kw未満）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	1/2	地方税法附則第15条第25項第4号ハ		
都市緑化法に規定する市民緑地の用に供する土地	平成29年6月15日から令和7年3月31日まで	2/3	地方税法附則第15条第32項		
改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンション	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	1/3	1年		地方税法附則第15条の9の3第1項
サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	平成27年4月1日から令和7年3月31日まで	2/3	5年		地方税法附則第15条の8第2項
貯留機能保全区域の指定を受けた土地	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	3/4	3年		地方税法附則第15条第42項